

サックス用ストラップ事件 控訴審判決

—先行商品形態にモデルチェンジがあった場合における旧商品の保護期間経過と
新商品と被告商品との「実質的同一性」の判断基準の関係—

知財高判平成31年1月24日（平成30年（ネ）第10038号）

原審 東京地判平成30年3月19日（平成29年（ワ）第21107号）¹

（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

室谷法律事務所
知的財産法研究会
弁護士 室谷 和彦

第1 概要

1 事案

本件は、サックス用ストラップ（以下「原告商品」という。）を販売する原告が、サックス用ストラップ（以下「被告商品」という。）を販売する被告に対し、被告商品は原告商品の形態を模倣した商品であり、被告による被告商品の販売は、不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為（商品形態模倣行為）に該当すると主張して、同法3条1項及び2項に基づき、被告商品の販売等の差止め及び廃棄を、同法4条に基づき、損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。

原告商品は、モデルチェンジ後の商品であり、販売開始から3年を経過していなかったが、モデルチェンジ前の旧原告商品の販売開始から起算すると、すでに3年を経過していたという事情がある。

原判決は、不正競争防止法2条1項3号の保護を受け得るのは、旧原告商品の形態を実質的に変更した部分に基礎を置く部分に限られるところ、当該部分とこれに対応する被告商品の部分とは実質的に同一とは認められず、また、被告が原告商品に依拠したともいえないとして、原告の請求をいずれも棄却した。

控訴人（原告）は、これを不服として控訴を提起した。

1 原審判決の評釈として、殿村桂司＝豊田沙織 NBL No1142 P88 「実務 知財判例研究会 第3回 モデルチェンジ前の先行商品が存在する場合に不正競争防止法上の保護を受けられる商品の『形態』の範囲—東京地判平成30・3・19（平成29年（ワ）第21107号）を題材として」

2 主な争点

- (1) 被告商品は原告商品の形態を模倣したものといえるか
- (2) 原告商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過したか

3 商品形態

【原告商品】

商品名 サックス用バードストラップ
型番 BSN-AW



本判決書P47から引用

【被告商品】

商品名 Forestone Leather Strap for Saxophone



本判決書P41から引用

【旧原告商品】

商品名 サックス用バードストラップ
型番 BS-AW



第2 原審判決

原審裁判所は、上記争点(2)、争点(1)の順に、次のとおり判示し（下線は筆者による）、原告の請求を棄却した。

1 原告商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過したか

- (1) 不競法2条1項3号に掲げる不正競争に関して、「同法19条1項5号イは、日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商